

大泉町電気自動車等導入費補助事業の実施について

大泉町電気自動車等導入費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

電気自動車等の購入に係る費用の一部を補助することにより、当該電気自動車等の普及を図り、もって二酸化炭素の排出の抑制を通じた2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に寄与するとともに、災害に強いまちづくりを推進することを目的とします。

2 内容

用語の定義	この要項で使用する用語の意義は、次に定めるとおりです。 1 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法に規定する自動車検査証の交付を受けた同法に規定する自動車をいいます。以下同じ。）をいいます。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除きます。 2 プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池によって駆動されるものを除きます。 3 家庭用電気自動車等充電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車へ電気を充電するための充電用コンセント、充電用コンセントスタンドや普通充電設備（ケーブル付きの充電スタンド等）であって、自家用に使用するものをいいます。
-------	---

	4 家庭用電気自動車等充電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電することが可能で、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池と住宅の分電盤を接続することで電気を相互に供給することが可能な設備をいいます。
補助対象車両及び設備	次のいずれかに掲げる車両及び設備とします。 1 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であって、次の要件に該当するもの (1) 新車であること。 (2) 自家用として購入し、使用する車両であって、補助対象者が車両の所有者及び使用者であること（ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、自動車会社、ローン会社等が所有者であっても補助対象車両の要件を満たしているものとします。）。 (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において補助対象となる車両であること。（ただし、普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限ります。） (4) 自動車検査証に記載された所有者（補助対象者）の住所が、申請日時点の補助対象者の住所と一致していること。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、所有者の住所を使用者の住所と読み替えるものとします。 (5) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が町内であること。 2 家庭用電気自動車等充電設備又は家庭用電気自動車等充電設備であって、次の要件に該当するもの (1) 設置前において、使用に供されていないこと。 (2) 補助対象者の住所地内に設置されていること。
補助対象者	補助金の申請時において、次のいずれにも該当する個人

	とします。 1 町内に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者 2 その属する世帯全員に町税の滞納がない者 3 補助対象車両及び設備の購入費用を負担している者 4 補助対象車両については、自動車検査証の初度登録があった日の使用者の住所が本町になっていること。
補助対象経費	補助対象経費は、補助対象者が負担した次に定める費用とします。 1 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合 車両本体価格 2 家庭用電気自動車等充電設備及び家庭用電気自動車等 充給電設備の場合 機器購入費及び設置工事費 ※ 補助対象経費には、消費税を除きます。
補助金の額	補助金の額は、次に定めるとおりとします。 1 電気自動車の場合 (1) バッテリー容量が70kWh以上であり、車両本体の装備としてV2H機能、V2L機能、AC100V・1500Wコンセントを有する車両 200,000円 (2) (1)以外 100,000円 2 プラグインハイブリッド自動車の場合 50,000円 3 家庭用電気自動車等充電設備の場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、上限 25,000円 4 家庭用電気自動車等充給電設備の場合 50,000円 ※ 交付金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

	※ 補助金の交付回数は、1 補助対象者につき、上記 1 及び 2 については、そのどちらかのみで 1 回限り、3 及び 4 については、それぞれ 1 回限りとします。
--	--

3 交付手続

交付申請の方法、時期等	補助金の交付を受けようとする者は、補助対象車両にあっては自動車検査証の初度登録月の翌月の 1 日から起算して 90 日以内、補助対象設備にあってはその設置工事完了日の翌月の 1 日から起算して 90 日以内に、大泉町電気自動車等導入費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。 ただし、令和 8 年度中の申請においては、令和 9 年 3 月 31 日までに申請してください。 【共通して必要となるもの】 1 支払証拠書類（領収書等）の写し 【補助対象車両の場合に必要なもの】 1 売買契約書の写し 2 自動車検査証の写し 3 車両の写真（保管場所において撮影したものであって、車両番号が確認できるもの） 4 その他町長が必要と認めるもの 【補助対象設備の場合に必要なもの】 1 工事請負契約書の写し 2 設備の設置状況が確認できる写真 3 保証開始日が確認できる資料 4 設置工事完了日が確認できる資料 5 アパート等の賃借人の場合は、所有者の承諾書 6 その他町長が必要と認めるもの
補助金の交付時期等	提出された申請書類の審査を行うとともに必要に応じて調査を行い、補助金交付の可否を決定し、大泉町

	電気自動車等導入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
補助対象車両及び設備の処分の制限等	補助金の交付を受けた者は、交付決定の日から起算して、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあつては4年間、家庭用電気自動車等充電設備及び家庭用電気自動車等充給電設備にあつては5年間、譲渡、貸付け、売却等の処分をしてはいけません（ただし、事故など本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものである場合で、あらかじめ町長の承認を受けたときを除きます。）。
町への協力依頼	町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて、地球温暖化対策に関する啓発事業等への協力や、使用状況調査報告書の提出その他必要な情報の提供を求めることができます。
補助金の返還等	補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消します。 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。 2 この要項に規定する補助金の交付の要件に違反したとき。 また、既に補助金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。

4 各種様式

申請書等の様式	大泉町電気自動車等導入費補助金交付要項に定める次の様式を使用してください。 1 大泉町電気自動車等導入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号） 2 大泉町電気自動車等導入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）
---------	---

5 事業期間

期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
-----	------------------------------------

6 担当部署

大泉町 環境整備課	電話 0 2 7 6 (6 3) 3 1 1 1
-----------	----------------------------